

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 16) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外(国税 16)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から1年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の18%(令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%)の特別償却が適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する 等
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		《令和元年度》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで) 《令和3年度》 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和4年度末まで) 《令和5年度》 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和6年度末まで)
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。 《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第 66 条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。 (以下参考) ・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 ・中小企業等経営強化法第 3 条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 第 2 項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順 (2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 事業活動を継続するための資金の調達手段 (4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 (5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組 ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項 (1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 (4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項
---	------	--------------	--

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。						
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。						
10	有効性等	① 適用数	(単位: 者)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			適用件数	20	15	10	23	58	180
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						
		② 適用額	(単位: 千円)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						
		③ 減収額	(単位: 千円)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016
			法人住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331
			法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業等強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和6年3月末までに約 67,000 者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約 78 者（推計含む）の税制適用実績にとどまっている。 【事業継続力強化計画の認定状況】 ・令和 3 年度時点：40,468 者 ・令和 4 年度時点：53,094 者 ・令和 5 年度時点：67,321 者 令和 6 年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが引き続き必要である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が 38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が 35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が 44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。 今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持等に資することが重要。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。 計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、適用期限を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。 また、他の支援策として金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 経産 07）